

坂出市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 坂出市地方就職学生支援事業補助金に関する報告および立入調査等について、坂出市から求められた場合にはそれに応じます。
- 2 地方就職支援金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、坂出市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金を返還します。
  - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
  - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に坂出市に転入しなかった場合（申請時に既に坂出市に住民票がある場合を除く。）：全額
  - (4) 補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（退職から3月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く。）：全額
  - (5) 転入日から1年以内に坂出市以外の市区町村に転出した場合：全額
- 4 地方就職支援金の交付を受けた後に実施される坂出市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の交付対象から除くことはしませんが、詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。